

千歳市立図書館 雑誌スポンサー制度 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千歳市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 スポンサー制度は、千歳市立図書館(以下「図書館」という。)が雑誌を広告媒体として活用することにより、地域による図書館サポートの仕組みづくりを推し進め図書館の新たな図書資料を確保し、もって市民に対する図書館サービスの向上に資することを目的とする。

(制度の内容)

第3条 スポンサー制度は、広告を掲載しようとする者(以下「スポンサー」という。)が、図書館の指定する雑誌リスト(以下「リスト」という。)の中から雑誌を選定し、広告掲載料として当該雑誌の購入費用相当分を負担する。

2 スポンサーは、選定した雑誌の最新号カバーの表面にスポンサーの名称を、裏面に広告を掲載することができる。移動図書館の雑誌については、表紙と次のページの間に広告を差込み、掲載することができる。

3 雑誌の臨時号、増刊号等はスポンサー制度の対象としない。

(資格要件)

第4条 スポンサー制度の対象は、企業、個人の事業者及び公共的団体、又はこれに類する者とし、個人は対象としない。

2 千歳市広告掲載基準(平成23年11月28日市長決裁。以下「広告基準」という。)第4条に規定する業種等に該当するものは、広告を掲載しない。なお、契約期間中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

(広告の内容)

第5条 スポンサーは、掲載する広告の内容について、事前に図書館に提出しなければならない。

2 広告の内容は、広告基準第5条に照らし、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれがなく、かつ、市民に不利益を与えないものとする。

(広告掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 年度途中からの掲載期間は、当該年度末までとする。

3 掲載期間満了の3か月前までに、図書館又はスポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に掲載期間を1年間継続するものとし、その後も同様とする。

4 スポンサーは、契約期間途中において解約はできないものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

(スポンサーの募集)

第7条 スポンサーの募集は、千歳市立図書館雑誌スポンサー制度募集要項に別途定めるものとする。

2 スポンサーの募集は、市広報紙、ホームページ、その他の方法で行うものとする。

(スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第8条 スポンサーから申請があったときは、館長が千歳市の関係例規に照らし、選定及び広告内容の審査を行う。

2 館長は、広告基準に基づき広告ごとに具体的な広告内容を審査し、修正または削除等が必要な場合、スポンサーに依頼することができるものとする。

3 スポンサーは、正当な理由がない場合、館長が依頼する広告内容の修正及び削除等に応じなければならない。

(報告及び承認)

第9条 館長は、スポンサーの選定結果、及び広告内容の審査結果を千歳市教育委員会に報告しなければならない。教育委員会の承認をもって、スポンサー及び広告内容を決定するものとする。

(広告掲載の責務)

第10条 スポンサーは、広告の内容等について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、知的所有権その他の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為等をしてはならない。

2 スポンサーは、広告に係る一切の権利について、第三者に移譲し、転貸し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。